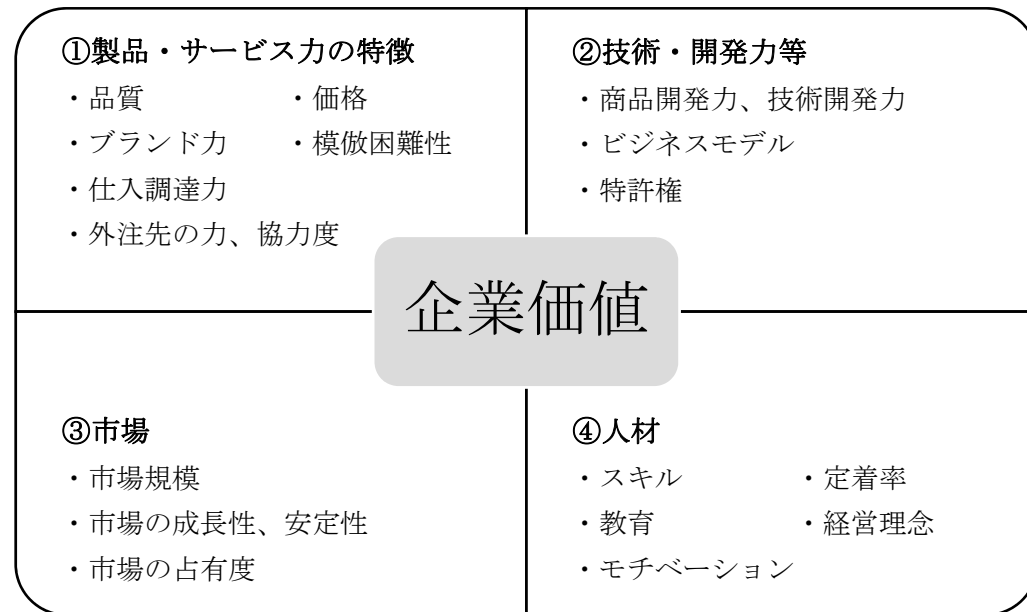


前田の《ちょっと経営を考えよう》第 324 回

ご自身の会社がどうして今まで継続できているのか、他の同業の会社と比較してどんな特徴があるのか、これから何を变えていけばいいのか等々、考えてみたことはありますか？今回は、みなさんの会社の企業価値の源泉について考えてみましょう。



これからはこういった価値をいかに大きくするかが競争で勝つために必要となります。ぜひチャレンジしてみてください。同時に、みなさん自身の経営力・営業力もレベルアップさせてください。がんばりましょう！

前田の《今人生を語る》第 229 回

めざめよ口木人 (151)

我々日本人が今の時代を生き抜くためには何が必要でしょうか。一つは、依頼心無くすことだと思います。誰かがやってくれる、まかせよう、自分は知らない、そういった精神状態ですと、結局競争には勝てません。そしてもう一つは責任感を持つことです。責任感が無い人とはお付き合いできませんね。

今の時代に生を得た者として、やはり何かの、誰かのお役に立ちたいものです。

平成30年度税制改正により、小規模宅地等についての相続税の計算の特例の適用要件が見直されました。この特例は、一定の要件を満たす宅地等を相続した場合に、その宅地等の相続税評価額を5割または8割減額できる制度です。

- 特定居住用宅地等の別居者要件のうち、下記に該当するものは除外されます。
 - ①相続開始前3年以内に、相続取得する者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内家屋に居住したことがある者
 - ②相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者
- 貸付事業用宅地等のうち、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等は除外されます。

※ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者については適用されません。
- 介護医療院に入所したことにより、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地について、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとします。

上記 1～3 は平成30年4月1日以後の相続に適用されます。

※ただし貸付事業用宅地等の改正は、平成30年3月31日以前から貸付事業の用に供されている宅地等には適用されません。

■特定居住用宅地等の特例の適用要件の見直し

・居住用の建物・構築物の敷地で330㎡までの部分

※なおかつ、下記の者が取得する場合

《改正前》	《改正後》
① 配偶者・同一生計親族又は同居親族で、申告期限まで所有。 ② 別居親族で、相続開始前3年以内に自己所有（その配偶者所有も含む）家屋に居住していないこと。 被相続人に同居する法定相続人がいないこと。申告期限まで所有。	左記②の家屋に、3 親等の親族又は特別の関係のある法人の所有するものも含む。